

## 北海道における麻薬小売業者間譲渡許可申請手続きについて（質疑応答）

### 1. 制度

（制度の趣旨）

問1 麻薬小売業者間譲渡許可制度の趣旨は何ですか。

### 2. 麻薬小売業者間譲渡許可権限の国から地方への移譲等

（権限移譲の趣旨）

問1 平成28年4月1日より、麻薬小売業者間譲渡許可権限が国から各都道府県へ移譲されますが、この制度改正の趣旨は何ですか。

（義務付け・枠付けの見直し等）

問2 平成28年4月1日より、麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間が最長1年から3年に延長され、共同申請者を追加する場合の軽易な変更届出制が創設されますが、この制度改正の趣旨は何ですか。

（北海道厚生局の関与）

問3 国から地方への権限移譲後の麻薬小売業者間譲渡許可に係る手続きの運用において、北海道厚生局はどのように関与することになるのですか。

### 3. 許可

（麻薬小売業者間譲渡許可の申請）

問1 どのような場合に麻薬小売業者間譲渡許可の「申請」が可能となるのですか。

問2 麻薬小売業者間譲渡許可の申請に必要な書類、申請先等について教えてください。

問3 麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間の満了前に、期間満了後に同許可を受けられるための申請をすることはできますか。

（麻薬小売業者間譲渡許可の申請に係る手数料）

問4 麻薬小売業者間譲渡許可の申請に係る手数料はいくらですか。

（麻薬小売業者間譲渡許可の許可後の手続き）

問5 麻薬小売業者間譲渡許可の期間内に、許可業者の内の一つの麻薬小売業者免許の有効期間が切れ、同じ薬局が継続して麻薬小売業者免許を取得した場合、どのような手続きが必要ですか。

問6 麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間内に、許可業者の内の一つの麻薬小売業者免許が失効した場合、どのような手続きが必要ですか。

問7 許可業者のうちの 하나가、今後、麻薬小売業者間譲渡を行わないことを決めた場合、どのような手続きが必要ですか。

問8 麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間内に、新たに麻薬小売業者を許可対象に加えたいのですが、どのような手続きが必要ですか。

問9 麻薬小売業者間譲渡許可書の記載事項を変更する必要がある場合はどのように対処すればよいですか。

問10 麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者の一つが近隣に移転する場合は、どのような手続きを行う必要がありますか。

問11 有効期間の満了により、効力を失った麻薬小売業者間譲渡許可書は、返納する必要がありますか。

#### 4. 譲渡・譲受

(譲渡・譲受時の手続き (薬局))

問1 麻薬小売業者間譲渡許可に基づいて麻薬を譲渡する場合、どのような手続きをとればよいですか。

問2 麻薬小売業者から他の麻薬小売業者までの麻薬の運搬を行うことができるのは薬剤師に限られますか。

問3 麻薬小売業者間譲渡において、麻薬を譲り渡す側が調製行為を行うことは認められますか。

例えば塩酸モルヒネ10倍散が不足している麻薬小売業者に、当該麻薬の記載された麻薬処方せんが持ち込まれた場合、当該麻薬小売業者に対して以下の①から③の譲渡はできるのか。

①塩酸モルヒネ原末を譲渡すること

②塩酸モルヒネ原末から10倍散を調製して譲渡すること

③別の患者のために予製していた塩酸モルヒネ10倍散を譲渡すること

問4 麻薬小売業者間譲渡許可に基づき行われる麻薬の譲渡・譲受について、受け渡しを行う場所は限定されるのですか。

問5 今回の譲渡・譲受は、「貸借」としての取扱いはできますか。また「分割販売(零売)」としての取扱いになりますか。

問6 散剤麻薬の譲渡・譲受にかかる留意事項はありますか。

問7 証紙による封かんが施されたままの麻薬を譲り渡すことはできますか。

問8 ファクシミリで電送された麻薬処方せんに基づき、麻薬の在庫不足から調剤ができない麻薬小売業者に、不足分の麻薬を譲り渡すことができますか。

(記録(薬局))

問9 麻薬小売業者間譲渡許可に基づき譲渡・譲受した麻薬については、どのように記録するのですか。

(報告(薬局))

問10 麻薬小売業者が、麻薬小売業者間譲渡許可に基づいて行った譲渡・譲受については、報告する必要がありますか。

## － 1 . 制度－

(制度の趣旨)

問 1 麻薬小売業者間譲渡許可制度の趣旨は何ですか。

(答)

- 1 昨今、がん疼痛等の緩和を目的とする在宅医療の推進のため、麻薬が適切かつ円滑に患者に対し提供される必要性が高まっています。そのような中、本制度は麻薬小売業者が自らの麻薬の在庫不足により、急な麻薬処方せんに対応できないという問題に対応するための制度であり、麻薬が適切かつ円滑に患者に対し提供されるよう、麻薬の在庫不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を近隣の麻薬小売業者間で譲渡・譲受することを可能としたものです。
- 2 なお、麻薬小売業者は、本来、麻薬施用者が発行する麻薬処方せんによる調剤を円滑に行うことができるよう、地域の実情に応じ、それぞれ必要な麻薬を麻薬卸売業者から購入し、備蓄すべきであり、この考え方が本制度の基本となっています。

## － 2. 麻薬小売業者間譲渡許可権限の国から地方への移譲等－

(権限移譲の趣旨)

問1 平成28年4月1日より、麻薬小売業者間譲渡許可権限が国から各都道府県へ移譲されますが、この制度改正の趣旨は何ですか。

(答)

- 1 本制度改正は、平成26年から新たに始まった「提案募集方式」による地方分権改革の一環として、地方からの提案により、国から地方への権限移譲を行ったものです。（「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年1月30日閣議決定）参照）
- 2 医療用麻薬に関しては、麻薬及び向精神薬取締法等を改正し、これまで国が行っていた麻薬小売業者間譲渡許可事務を都道府県へ移譲することとなりました。これにより、地域医療を担う都道府県が、麻薬小売業者免許と麻薬小売業者間譲渡許可をワンストップで取り扱うこととなり、譲渡許可取得を促進し、がん患者に対する在宅ケアの充実を目指すものです。

(義務付け・枠付けの見直し等)

問2 平成28年4月1日より、麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間が最長1年から3年に延長され、共同申請者を追加する場合の軽易な変更届出制が創設されますが、この制度改正の趣旨は何ですか。

(答)

- 1 「提案募集方式」による地方分権改革の中で、義務付け・枠付け等の見直しとして、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の改正等により行われる制度改正で、これは地方公共団体の事務を効率化し、指導監督体制の充実・強化に資するためのものです。（規則第9条の2第4項、第9条の2第7項）
- 2 この他の義務付け・枠付け等の見直しとして、麻薬及び向精神薬取締法を改正し、麻薬取扱者免許の有効期間を最大2年から3年に延長することが決定しました。（法第5条参照）

(北海道厚生局の関与)

問3 国から地方への権限移譲後の麻薬小売業者間譲渡許可に係る手続の運用において、北海道厚生局はどのように関与することになるのですか。

(答)

- 1 麻薬小売業者間譲渡許可は、法第24条第12項第1号に基づき北海道知事が行う許可であり、北海道厚生局に麻薬小売業者間譲渡許可に係る事務を行っていただくことはありません。

- 2 しかしながら、麻薬小売業者への立入検査等の実施に当たっては、制度の適正な運用を期すべく、北海道厚生局麻薬取締部（以下「麻薬取締部」という。）は、これまでどおり麻薬小売業者間譲渡許可に基づく譲渡・譲受についても監視指導を行うこととなっています。
- 3 また、北海道においては、麻薬小売業者間譲渡許可の実施状況や、当該許可を受けた麻薬小売業者の業務廃止の有無等について、必要に応じて麻薬取締部へ情報提供を行います。

### － 3. 許可－

(麻薬小売業者間譲渡許可の申請)

問 1 どのような場合に麻薬小売業者間譲渡許可の「申請」が可能となるのですか。

(答)

2以上の麻薬小売業者は、以下に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、共同して申請を行うことができます。

・いずれの麻薬小売業者も、共同して申請する他の麻薬小売業者が、その在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合に、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡そうとする者であること。

・いずれの麻薬小売業者も、当該免許に係る麻薬業務所の所在地が北海道内にあること。

なお、麻薬小売業者間譲渡許可後、在庫量の不足以上の譲渡を行う等、上記に反する譲渡を行った場合には、法第 64 条の 2 又は法第 66 条に該当する恐れがあります。

問 2 麻薬小売業者間譲渡許可の申請に必要な書類、申請先等について教えてください。

(答)

1 麻薬小売業者間譲渡許可を受けようとする麻薬小売業者は、省令の条件や制度の趣旨に合致することを確認した上で、以下に掲げるものを提出してください。

(許可の有効期間は、許可を受けた年の翌々年の 12 月 31 日までです。)

(参考) 平成 28 年 3 月 31 日までに許可をした者については、許可の日からその日の属する年の 12 月 31 日までです。

① 申請書の正本 1 部

② 申請書の副本 (白黒コピー可) 申請する麻薬小売業者の数と同じ部数

③ 全申請者の麻薬小売業者免許証の写し 1 セット

※麻薬小売業者免許申請中のため、免許証の写しを添付できない場合は、申請書の備考欄に「〇年〇月〇日、〇〇保健所あて麻薬小売業者免許申請済み。」等、記載すること。

④ 全申請者の麻薬業務所の所在地分布が分かる資料

・全申請者の麻薬業務所の所在地が記載されている地図 (1 枚に全ての麻薬業務所が記載されたもの) 1 枚

・各麻薬業務所間を通常、移動する際に要する時間、移動方法及びその間の距離を示したもの (別紙 1 の作成例参照) 1 部

※ただし、全申請者の麻薬業務所が同一市町村内にある場合は不要です。

⑤ 全ての申請者の麻薬業務所を宛先とした返信用封筒 (許可書の郵送を希望する場合)

・封筒のサイズは「角 2」のもの

・簡易書留による郵送に相当する金額分の切手を貼付したもの

※代表者が取りまとめて受領する場合、返信用封筒は1通で構いません

⑥ 申請書等の提出・問合せ先

・申請者（届出者）の麻薬業務所の最寄りの保健所又は保健所の支所（旭川市又は函館市に麻薬業務所が所在する場合は、各市の保健所）

・札幌市又は小樽市に申請者（届出者）の麻薬業務所が所在する場合は、北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課（〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 TEL 011-231-4111 内線 25-331）

問3 麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間の満了前に、期間満了後に同許可を受けるための申請をすることはできますか。

(答)

申請することができます。年末に、翌年1月1日から有効期間が開始する麻薬小売業者間譲渡許可を申請する際、翌年の麻薬小売業者免許を併せて申請する場合は、「〇年〇月〇日、〇〇保健所あて麻薬小売業者免許申請済み。」等と許可申請書の備考欄に記載してください。

なお、この申請は、有効期間満了の概ね1ヶ月前までに行ってください。

(麻薬小売業者間譲渡許可の申請に係る手数料)

問4 麻薬小売業者間譲渡許可の申請に係る手数料はいくらですか。

(答)

手数料はかかりません。

(麻薬小売業者間譲渡許可の許可後の手続)

問5 麻薬小売業者間譲渡許可の期間内に、許可業者の内の一つの麻薬小売業者免許の有効期間が切れ、同じ薬局が継続して麻薬小売業者免許を取得した場合、どのような手続が必要ですか。

(答)

1 許可業者が麻薬小売業者の免許を有効期間満了後に継続して取得し、引き続き有効な免許を有する場合は、当該許可業者において特に手続は必要ありません。しかし、麻薬小売業者免許の更新を受けずに麻薬の譲渡・譲受を行った場合には、当然当該業者に係る麻薬小売業者間譲渡許可は無効であり、法第64条の2又は法第66条に該当するおそれがあることに留意してください。

2 許可業者の麻薬小売業者免許の有効期間が切れ、継続して麻薬小売業者免許を取得しない場合は、麻薬小売業者間譲渡許可変更届により、速やかに届け出てください。（届出先は問2の1の⑥を参照してください。）

問6 麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間内に、許可業者の内一つの麻薬小売業者免許が失効した場合、どのような手続きが必要ですか。

(答)

- 1 許可業者の麻薬小売業者免許の失効を麻薬小売業者間譲渡許可変更届により、速やかに届け出てください。(届出先は問2の1の⑥を参照してください。)
- 2 ただし、二つの麻薬小売業者が麻薬小売業者間譲渡許可を受けている場合など、麻薬小売業者免許の失効等に伴い、許可業者が1業者のみとなる場合は、施行規則第9条の2第11項第1号に該当するものとして、麻薬小売業者間譲渡許可書返納届により速やかに届け出てください。(届出先は問2の1の⑥を参照してください。)

問7 許可業者のうちの一つが、今後、麻薬小売業者間譲渡を行わないことを決めた場合、どのような手続きが必要ですか。

(答)

- 1 問6と同様に、麻薬小売業者間譲渡許可変更届により、速やかに届け出てください。その際、変更届の「変更・免許の失効の事由及びその年月日」の欄に、許可業者のいずれかが他の許可業者に麻薬を譲り渡さないこととした旨を記載してください。
- 2 当該届出により、許可業者が1業者のみとなる場合、問6の2と同様の手続きを行ってください。

問8 麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間内に、新たに麻薬小売業者を許可対象に加えるのですが、どのような手続きが必要ですか。

(答)

- 1 許可業者は、麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間内に、当該業者以外の麻薬小売業者を加える必要がある場合は、麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届により、事前に届け出てください。(届出先は問2の1の⑥を参照してください。)
- 2 届出に必要な書類
  - ① 追加届書の正本 1部
  - ② 追加届書の副本(白黒コピー可) 届出する麻薬小売業者の数と同じ部数
  - ③ 全ての麻薬小売業者間譲渡許可申請書(原本)
  - ④ 追加する麻薬小売業者の麻薬小売業者免許証の写し 1セット

※麻薬小売業者免許申請中のため、免許証の写しを添付できない場合は、届出書の余白に「〇年〇月〇日、〇〇保健所あて麻薬小売業者免許申請済み。」等、記載すること。

- ⑤ 全届出者の麻薬業務所の所在地分布が分かる資料
- ・全届出者の麻薬業務所の所在地が記載されている地図（1枚に全ての麻薬業務所が記載されたもの） 1枚
  - ・各麻薬業務所間を通常、移動する際に要する時間、移動方法及びその間の距離を示したもの（別紙1の作成例参照） 1部
- ※ただし、全届出者の麻薬業務所が同一市町村内にある場合は不要です。
- ⑥ 全ての届出者の麻薬業務所を宛先とした返信用封筒（許可書の郵送を希望する場合）
- ・封筒のサイズは「角2」のもの
  - ・簡易書留による郵送に相当する金額分の切手を貼付したもの
- ※代表者が取りまとめて受領する場合、返信用封筒は1通で構いません

- 3 許可業者においては、書替え後の許可書が送付されるまでの間は、麻薬小売業者間譲渡許可を受けていることを疎明するため、当該許可書の写しを保管してください。

問9 麻薬小売業者間譲渡許可書の記載事項を変更する必要がある場合はどのように対処すればよいですか。

(答)

- 1 麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間内に、許可業者のいずれかに係る麻薬小売業者の免許が失効したとき（法第7条に規定する業務廃止等の届出等）、又は許可業者の氏名（法人にあっては、その名称）、住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）若しくは麻薬業務所の名称等に変更を生じたときは、速やかに届け出てください。（届出先は問2の1の⑥を参照してください。）
- 2 届出に必要な書類
- ① 変更届書の正本 1部
  - ② 変更届書の副本（白黒コピー可） 届出する麻薬小売業者の数と同じ部数
  - ③ 変更届書を提出すべき事由の発生を証明する書面（変更後の麻薬小売業者免許証の写し等）
  - ④ 全ての麻薬小売業者間譲渡許可申請書（原本）
  - ⑤ 全ての届出者の麻薬業務所を宛先とした返信用封筒（許可書の郵送を希望する場合）
    - ・封筒のサイズは「角2」のもの
    - ・簡易書留による郵送に相当する金額分の切手を貼付したもの※代表者が取りまとめて受領する場合、返信用封筒は1通で構いません

- 3 許可業者においては、書替え後の許可書が送付されるまでの間は、麻薬小売業者間譲渡許可を受けていることを疎明するため、当該許可書の写しを保管してください。

問 10 麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者の一つが近隣に移転する場合は、どのような手続きを行う必要がありますか。

(答)

麻薬小売業者免許は業務所ごとに与えられる免許であるため、麻薬小売業者の移転に伴い、免許の廃止と新規申請を行う場合は、麻薬小売業者間譲渡許可の手続においても、免許の失効に伴う変更届と移転後の新規麻薬小売業者にかかる追加届が必要となります。

問 11 有効期間の満了により、効力を失った麻薬小売業者間譲渡許可書は、返納する必要がありますか。

(答)

有効期間満了による失効の場合、当該許可書は返納する必要はありません。当該許可を受けた者が、許可を受けた日から5年間保存してください。

#### － 4． 譲渡・譲受－

(譲渡・譲受時の手続 (薬局))

問 1 麻薬小売業者間譲渡許可に基づいて麻薬を譲渡する場合、どのような手続をとればよいですか。

(答)

- 1 麻薬の交付を行う際は、譲渡側・譲受側の許可業者の双方立会いの下、品名・数量、破損等の有無を直接確認してください。
- 2 麻薬の交付時までに破損等が確認された場合は、譲渡側の許可業者において事故届を提出することとし、交付後に破損等が確認された場合は、譲受側の許可業者において事故届を提出してください。

問 2 麻薬小売業者から他の麻薬小売業者までの麻薬の運搬を行うことができるのは薬剤師に限られますか。

(答) 麻薬の運搬については、薬剤師であることが望ましいですが、運搬のための薬剤師が確保できない場合等、やむを得ない場合には、薬剤師に限らず、麻薬小売業者である薬局の管理薬剤師の管理の下、業務に従事する者が運搬することとして差し支えありません。また、配送業者や麻薬卸売業者等が運搬を行ってはならないことに留意してください。

問 3 麻薬小売業者間譲渡において、麻薬を譲り渡す側が調製行為を行うことは認められますか。

例えば塩酸モルヒネ 10 倍散が不足している麻薬小売業者に、当該麻薬の記載された麻薬処方せんが持ち込まれた場合、当該麻薬小売業者に対して以下の①から③の譲渡はできるのか。

- ①塩酸モルヒネ原末を譲渡すること
- ②塩酸モルヒネ原末から 10 倍散を調製して譲渡すること
- ③別の患者のために予製していた塩酸モルヒネ 10 倍散を譲渡すること

(答)

- 1 調剤を行うために必要な麻薬を譲り渡すことには、倍散が必要な場合に原末を譲り渡す行為も当然に含まれると考えます。しかし、調製行為は、あくまで麻薬処方せんを受領した譲受側の許可業者により行われなければならない、麻薬処方せんを受領していない譲渡側の許可業者が予製行為を行うことは認められません。また、別の患者のために予製していた麻薬を譲り渡すこともできません。
- 2 したがって、設問の事例については、①の場合には譲渡はできますが、②及び③の場合には譲渡はできません。

問4 麻薬小売業者間譲渡許可に基づき行われる麻薬の譲渡・譲受について、受け渡しを行う場所は限定されるのですか。

(答) 麻薬の交付を行う場所は、事故の未然防止の観点から、適切と考えられる場所で行ってください。

問5 今回の譲渡・譲受は、「貸借」としての取扱いはできますか。また「分割販売(零売)」としての取扱いになりますか。

(答) 従来を取扱いどおり、麻薬の貸借は認められません。

また、麻薬小売業者間譲渡許可に基づく麻薬の譲渡については、麻薬以外の医薬品を薬局間で譲渡するのと同様、いわゆる「零売」として取り扱うこととなります。医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による「零売」の手続きに基づいて譲渡してください。

問6 散剤麻薬の譲渡・譲受にかかる留意事項はありますか。

(答) 散剤麻薬については、必要な量を秤量して、譲渡することになります。なお、譲渡側において秤量誤差が生じた場合には、アヘンチンキの自然減量及びモルヒネ原末等の秤量誤差と同様に、帳簿等の処理を行ってください。

問7 証紙による封かんが施されたままの麻薬を譲り渡すことはできますか。

(答) 封が施されたままの麻薬を譲り渡すことは可能です。なお、封が施されたままの麻薬を譲り渡した際、開封後に破損等の事故を確認した際には、譲受側の許可業者において法第35条の規定に基づく事故届を提出してください。

問8 ファクシミリで電送された麻薬処方せんに基づき、麻薬の在庫不足から調剤ができない麻薬小売業者に、不足分の麻薬を譲り渡すことができますか。

(答) ファクシミリで電送された麻薬処方せんに基づき、許可業者間で麻薬の譲渡・譲受を行って差し支えありません。また、麻薬の譲渡・譲受を行った後、譲受側の許可業者に患者が来局しなかった場合には、当該許可業者はその旨を帳簿の備考欄に記載した上で、在庫として取り扱うこととし、譲渡側の許可業者に返却することはできません。

(記録(薬局))

問9 麻薬小売業者間譲渡許可に基づき譲渡・譲受した麻薬については、どのように記録するのですか。

(答)

- 1 許可業者間で麻薬の譲渡・譲受を行った場合はその品名、数量等について、麻薬帳簿に記載するとともに、その備考欄に、譲渡・譲受の相手方の名称を併せて記載してください。
- 2 なお、麻薬の種類にかかわらず、譲渡・譲受を行った麻薬について、譲渡・譲受の年月日、麻薬の種類、数量等を記載した補助簿（別紙2の記載例参照）も作成してください。

(報告（薬局）)

問10 麻薬小売業者が、麻薬小売業者間譲渡許可に基づいて行った譲渡・譲受については、報告する必要がありますか。
---

(答)

- 1 許可業者は、他の許可業者との間で譲渡・譲受を行った麻薬の品名及び数量についても、法第47条第2号の「譲り渡し、又は譲り受けた麻薬の品名及び数量」として、毎年11月30日までに都道府県知事に届け出なければなりません。
- 2 この届出を行う際には、品名ごとに、許可業者間における譲渡・譲受に係る数量の合計を算出し、合計欄に内数として括弧書きで併記してください。

作成例(A, B, C, Dの4麻薬小売業者間の距離、移動方法、時間について)

A薬局				
B薬局	距離:約120m 移動時間:徒歩約4分			
C薬局	距離:約80m 移動時間:徒歩約2分	距離:約380m 移動時間:徒歩約11分		
D薬局	距離:約820m 移動時間:自転車約5分	距離:約420m 移動時間:自転車約3分	距離:約220m 移動時間:徒歩約9分	
	A薬局	B薬局	C薬局	D薬局

## 帳簿の記載例 (A, B, C の 3 麻薬小売業者間での譲渡許可)

## A 薬局における麻薬帳簿 (O 錠 20mg の口座)

月 日	受入	払出	残量	患者氏名	備 考
3. 2 2		1 4	3 3	田中太郎	
3. 2 8		2 8	5	鈴木三郎	
4. 4	5	1 0	0	山本一郎	B 薬局から譲受
4. 5	1 4	1 4	0	田中太郎	B 薬局から譲受
4. 7	1 0 0		1 0 0		△△薬品 (製品番号○○○○)
4. 1 1		2 8	7 2	鈴木三郎	
4. 2 3		1 4	5 8		C 薬局へ譲渡

## A 薬局の補助簿 (薬局間譲渡用)

月 日	受入(譲受)	払出(譲渡)	品 名	相手方薬局名
2. 1 1	3		D パッチ 5mg	C 薬局
3. 2 0	2		M錠 60mg	C 薬局
4. 4	5		O 錠 20mg	B 薬局
4. 5	1 4		O 錠 20mg	B 薬局
4. 9	3		D パッチ 7.5mg	C 薬局
4. 2 3		1 4	O 錠 20mg	C 薬局